

## 天理市訪問理美容サービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、理髪店等に出向くことが困難である、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の3に規定される高齢者に対し、訪問理美容サービス（以下「サービス」という。）を提供することにより、当該高齢者の保健衛生の増進及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (業務の委託)

第2条 サービスは、市が奈良県理容生活衛生同業組合天理支部及び奈良県美容業生活衛生同業組合天理支部（以下「委託先」という。）に委託して行う。

### (対象者)

第3条 サービスを利用できる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 天理市に居住し、同市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 市民税非課税世帯に属し、かつ同一敷地内に市民税が課税されている親族が居住していない者
- (3) 65歳以上の高齢者で在宅の者
- (4) 理美容店舗において提供されるサービスを利用することが困難な者
- (5) 次のいずれかに該当するもの
  - ① 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第3号に規定される重度身体障害者
  - ② 本市の介護保険被保険者のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に基づく要介護1から3の認定を受ける者

### (事業の内容)

第4条 サービスは、委託先の組合員（以下「理美容師」という。）が対象者宅へ訪問し、整髪及び顔剃りを行う。

但し、美容師は顔剃りを行わない。

- 2 サービスの利用回数は、対象者1人あたり1年度につき4回以内とする。
- 3 サービスの自己負担利用料は、1回あたり2,000円とする。

### (利用の申請)

第5条 サービスを利用しようとする者は、訪問理美容サービス利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の審査の結果、適当と認めるときは、訪問理美容サービス利用決定通知書(様式第2号)を申請者に通知する。

2 市長は、前条の審査の結果、適当と認めないときは訪問理美容サービス利用申請却下通知書(様式第3号)を申請者に通知する。

3 市長は、第1項の決定をした対象者(以下「利用者」という。)に訪問理美容サービス利用券(様式第4号。以下「利用券」という。)を当該年度分として4枚交付する。

但し、利用決定した年度の利用券の交付については、申請日が7月1日以降の場合は3枚、10月1日以降の場合は2枚、1月1日以降の場合は1枚とする。

(利用の方法)

第7条 サービスは、利用者が理美容師と利用日時を調整する。

2 利用者は、サービスを受ける度、理美容師に利用券及び利用料を支払い、理美容師は利用者に領収書を交付する。

(遵守事項)

第8条 利用者及び家族等の介護者は次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) サービスの利用時における事故を防止するため、利用者の健康状態に留意し、必要に応じて医師の診断を受けさせること。

(2) 利用者がサービスを受けている間は、理美容師に協力すること。

(3) 利用者が病気その他の理由でサービスを受けることができなくなったときは、直ちに理美容師に連絡すること。

(利用決定の取り消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、サービスの利用を取り消すことができる。

(1) 利用者が第3条第1項に該当しなくなったとき。

(2) 施設や医療機関に入所又は入院したとき。

(3) 利用者及び介護者が第8条の規定を守らないとき。

(4) 利用者から中止の申出があったとき。

(5) その他、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりサービスの利用決定を取り消したときは、訪問理美容サービス利用決定取消書(様式第5号)を利用者又は介護者に通知する。

(不正使用の禁止)

第10条 利用者は、利用券を有効期限後に使用し、又は他人に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

2 利用者及び登録事業者は、利用券を金品等と引換をしてはならない。

3 登録事業者は、偽りその他の不正な請求及び利用券に記載された利用者以外の者にサービスの提供をしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。